



山形県公報

令和7年7月18日(金)
第622号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) …781
- 同……………(同) …782
- 同……………(同) …同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) …783
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林ノミクス推進課) …同
- 指定港湾施設の利用料金……………(空港港湾課) …同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局) …同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………784
- 直接請求に必要な有権者の数……………785

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(総務厚生課) …同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育局) …787

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第552号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営金谷地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営金谷地区土地改良事業計画書(農業競争力強化農地整備事業[農地整備事業(経営体育成型)])の写し
- 2 縦覧に供する場所  
寒河江市役所及び大江町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和7年7月25日から同年8月25日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場

合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営寒河江中郷地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営寒河江中郷地区土地改良事業計画書（農業競争力強化農地整備事業〔農地整備事業（経営体育成型）〕）の写し

2 縦覧に供する場所

寒河江市役所

3 縦覧に供する期間

令和7年7月25日から同年8月25日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営内川地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営内川地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））の写し

2 縦覧に供する場所

寒河江市役所及び河北町役場

3 縦覧に供する期間

令和7年7月25日から同年8月25日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、そ

の審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第555号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良事業計画を変更した者の名称  
庄内赤川土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））
- 2 認可年月日  
令和7年7月10日

**山形県告示第556号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字大越山13-10・14-2・14-5・16-2・16-3（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第557号**

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 東ふ頭交流施設の利用料金

| 港湾施設名 | 使用区分         | 利用料金   | 備考                                 |
|-------|--------------|--------|------------------------------------|
| 休憩所   | 1平方メートル1月につき | 3,000円 | 使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 |

- 2 適用期間  
令和7年8月1日から令和24年3月31日まで

**山形県告示第558号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和7年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人 |              | 売りさばき所の所在地          | 廃止年月日       |
|--------|--------------|---------------------|-------------|
| 氏名     | 住所           |                     |             |
| 石川 勉   | 米沢市大町一丁目2番3号 | 米沢市窪田町窪田字上他谷1271番30 | 令和 7. 7. 20 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

**山形県選挙管理委員会告示第39号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年7月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

1 病院の項の表中 「

|      |              |
|------|--------------|
| 吉岡病院 | 〃 東本町三丁目5-21 |
|------|--------------|

」を

|             |              |      |
|-------------|--------------|------|
| 吉岡病院        | 〃 東本町三丁目5-21 | に改め、 |
| 天童温泉篠田介護医療院 | 〃 鎌田一丁目7番1号  |      |

2 老人ホームの項の表中

|                              |                   |   |
|------------------------------|-------------------|---|
| 特別養護老人ホーム「かつろくの里」<br>(ユニット型) | 〃 金沢字西ノ山3027-10   | を |
| 有料老人ホームやすらぎトウメキ              | 〃 五日町字トウメキ1086番15 |   |

|                              |                 |    |
|------------------------------|-----------------|----|
| 特別養護老人ホーム「かつろくの里」<br>(ユニット型) | 〃 金沢字西ノ山3027-10 | に、 |
|------------------------------|-----------------|----|

|                    |              |   |
|--------------------|--------------|---|
| 地域密着型特別養護老人ホームたかだま | 〃 大字清池1559番1 | を |
|--------------------|--------------|---|

|                    |              |    |
|--------------------|--------------|----|
| 地域密着型特別養護老人ホームたかだま | 〃 大字清池1559番1 | に、 |
| 天童もみじ館             | 〃 鎌田一丁目6番37号 |    |

|                          |               |   |
|--------------------------|---------------|---|
| 地域密着型特別養護老人ホーム「悠悠」       | 〃 〃           | を |
| 特定施設入居者生活介護ウェルケアリビングやすらぎ | 〃 大字平岡1658番地2 |   |
| 有料老人ホームイーブンヒルズやすらぎ       | 〃 〃           |   |

|                    |     |       |
|--------------------|-----|-------|
| 地域密着型特別養護老人ホーム「悠悠」 | 〃 〃 | に改める。 |
|--------------------|-----|-------|

山形県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月18日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷 真生

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,403人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 208,766人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名      | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数 |
|-----------|---------|-----------|---------|------|--------|
| 山形市       | 67,325人 | 上山市       | 8,090人  | 南陽市  | 8,317人 |
| 米沢市       | 21,344人 | 村山市       | 6,211人  | 東村山郡 | 6,826人 |
| 鶴岡市       | 33,563人 | 長井市・西置賜郡  | 14,171人 | 最上郡  | 9,761人 |
| 酒田市・飽海郡   | 30,956人 | 天童市       | 16,817人 | 東置賜郡 | 9,963人 |
| 新庄市       | 9,248人  | 東根市       | 13,268人 | 東田川郡 | 7,503人 |
| 寒河江市・西村山郡 | 20,950人 | 尾花沢市・北村山郡 | 5,732人  |      |        |

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システム改修業務（教員給与の見直し対応）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年7月18日

山形県知事 吉村 美栄子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課分室（16階）
- (2) 日時 令和7年8月28日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システム改修業務（教員給与の見直し対応） 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム係 電話番号023(630)3337
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
  - 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年8月18日（月）午後1時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月12日（火）午後1時までに山形県総務部総務厚生課業務システム係に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類を提出すること。
    - (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
    - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
    - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
    - (5) 詳細については入札説明書による。
  - 10 Summary
    - (1) Nature and quantity of services to be required: Modification of the Yamagata Prefectural information system for personnel, wages and benefits (Responding to teacher salary reviews): 1 set
    - (2) Time-limit for the tender: 10:00 A.M. August 28, 2025
    - (3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata

Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3337

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年7月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築及び運用保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育局教職員課給与担当  
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3125
- 3 落札者を決定した日 令和7年5月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社アイシーエス 岩手県盛岡市松尾町17番10号
- 5 落札金額 66,558,140円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和7年3月28日

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤                                         | 正              |
|------------|------------|-----|------|-------------------------------------------|----------------|
| 令和 7. 4. 1 | 第591号      | 326 | 下から6 | 第137条の2第1項中「第21条の14」を「第21条の13」に改め、同項第1号中  | 第137条の2第1項第1号中 |
| 同          | 同          | 同   | 下から3 | 「200万円」に改め、同条第2項中「第21条の14」を「第21条の13」に改める。 | 「200万円」に改める。   |
| 同          | 同          | 327 | 8    | 第144条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。         | 削除             |

令和7年7月18日印刷 発行所 山形県庁  
令和7年7月18日発行 発行人 山形県